

2008年12月17日

三菱ふそうトラック・バス株式会社  
代表取締役  
江頭 啓輔 殿

東京公務公共一般労働組合  
中央執行委員長 菅根 秀子  
同 青年一般支部  
(首都圏青年ユニオン)  
執行委員長 武田 敦

## 団体交渉申し入れ

以下のとおり、団体交渉を申し入れます。  
誠実に対応されるよう求めます。

1. 三菱ふそう川崎工場において、12月末で派遣社員、期間従業員を契約途中にもかかわらず契約解除しているのは不当です。派遣契約の中途解除を撤回されるよう求めます。

厚生労働省も、2008年12月10日に「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」を発表し、派遣先に対して派遣契約の安易な中途解除をしないように指導を強めているところです。この雇用情勢の下で派遣契約の中途での契約解除をおこなうこと、期間従業員の契約途中での解雇をおこなうことは社会的にも容認できることではありません。

なお、この点に関わって、貴社はマスメディアへの発表では、「契約期間中の解約はなく、新規契約や契約延長を見送る」との内容で発表しています。マスメディアへの発表にあるように、派遣契約の途中解除を撤回されるよう求めます。

2. 三菱ふそうの従業員寮に居住する派遣従業員、期間従業員が契約解除を理由に寮からの退去を指示されていますが、この撤回を求めます。貴社工場で働いていた派遣従業員、期間従業員が次の適当な居宅に居住できるようになるまでの間の貴社従業員寮への居住を認めるよう求めます。また、貴社によって契約途中で一方的に契約解除されたという事情をかんがみて、寮での居住にかかわる費用全額を貴社にて負担されるよう求めます。

2008年12月9日付けの厚生労働省通達「非正規労働者、高齢者、外国人労働者

等に係る支援等について」でも、離職後も一定期間の入居について配慮を求めるとあるように、会社側の一方的都合での離職などを理由に従業員寮から退去させるということは、社会的に容認できるものではありません。

本日、団体交渉に応じられない場合、団体交渉の応諾の可否について2008年12月19日（金）までにご回答ください。

#### 留意して頂きたい点

当組合としては、もとより当事者間の直接的話し合いをもって円満なる解決を求める立場ではありますが、協議の拒否（それ自体違法行為となり、東京都労働委員会などへ訴えられることとなります）あるいは、解決が長引くような場合には、職業安定所からの行政的指導を入れる、労働基準監督署への申告による監査などの行動も避けられない事態となり、全社会的な問題へと発展することが避けられなくなる場合もあります。そのような事態を避ける為にも、双方の速やかなる協議を基調とした円満解決を図るようにご尽力される事を期待致します。

尚、団体交渉申し入れ及び当該組合員に関わる一切の問い合わせにつきましては、以下にご連絡下さるようお願い致します。

首都圏青年ユニオン（東京公務公共一般労働組合青年一般支部）

東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階

03-5395-5255（代表）03-5395-5359（直通）

03-5395-5139（FAX）

#### 本件担当者

河添 誠 （首都圏青年ユニオン 書記長）

山田 真吾 （首都圏青年ユニオン 書記次長）